

書面調査項目の回答 (総括説明)

平成31年3月
総務省

1 統計調査に係る基本的事項

総務省統計局が所管する統計調査一覧

◆総務省統計局が所管する統計調査は、以下のとおり。
(「○」は基幹統計調査であり、今回の書面調査の対象)

統計調査一覧
○国勢調査
○住宅・土地統計調査
人口推計
住民基本台帳人口移動報告
○労働力調査
○就業構造基本調査
○社会生活基本調査
○個人企業経済調査
○科学技術研究調査
サービス産業動向調査
○経済センサス - 基礎調査
○経済センサス - 活動調査
○家計調査
○全国消費実態調査
家計消費状況調査
○小売物価統計調査

基本事項～実施機関等

◆基本的に、統計局所管調査の実施機関・スケジュールは以下のとおり

区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表
統計局	●	●	▲				▲	●
地方支分部局								
(独) 統計センター				●	●	●	●	
都道府県		▲	●					
市町村		▲	●					
民間事業者			(●)					

スケジュール

経常調査 (月次調査など)	常時	実査の約 2か月前	調査時点 を含む 約1か月	実査の約 1か月後	同左	同左	同左	実査の翌 月末頃
5年周期の調査など (調査規模や調査事 項による異なる。)	実査の約 2年前か ら	実査の約 5～9か 月前	調査時点 を含む 約2か月	実査の約 2～9か 月後まで	同左	実査の約 2～12 か月後ま で	実査の約 5～9か 月後以降 順次	実査の約 9～12 か月後以 降順次

※ 経済センサス及び科学技術研究調査は、実施を民間事業者に委託している。

2 再発防止に係る取組

(i) 実査段階におけるチェック

◆ それぞれの調査方法の特性に応じ、調査の手引や仕様書に沿って調査票の記載内容を確認

- ・ 調査員調査の場合

調査員（委託事業者の調査員を含む。）や都道府県・市町村の職員による目視で確認

- ・ 郵送調査の場合

委託事業者や都道府県・市町村の職員による目視で確認

- ・ オンライン調査の場合

電子調査票のプログラムにより、記入漏れのチェックやクロスチェックを実施

※ レンジチェックは、（独）統計センターで一括して実施

(ii) 個票データの審査段階におけるチェック

- ◆ 実査段階のチェック後、回収した調査票について、
(独) 統計センターのシステムプログラムによる
個票データのチェックを実施
- ◆ 以下のような理由がある場合を除き、全ての項目の
チェックを実施
 - ・ 記入漏れチェック： 統計局で事前に記入（プレプリント）
した項目
 - ・ レンジチェック： 数値以外の記入内容の項目
 - ・ クロスチェック： 他の記入内容との関連性の乏しい項目

①チェック・審査

(ii)個票データの審査段階におけるチェック

- ◆ チェックにおいて検出したエラーについては、全て確認、訂正、除外等の処理を実施
- ◆ 全ての基幹統計調査において、審査段階におけるチェックの方法、内容とともにマニュアルとして事前にルール化

(iii)集計段階におけるチェック

- ◆全ての基幹統計調査の集計された集計表について、
(独) 統計センターのシステムプログラムによる
チェックを実施
- ◆以下のような理由がある場合を除き、全ての
集計表で実施
 - ・表内検算：品目別価格のように合算しても全体の合計に
一致しない集計表
 - ・表間照合：他の結果表に同様の数値が出てこない集計表
 - ・時系列： 新規の集計表（過去に同様のものがない）
 - ・関連統計との比較：関連統計がない集計表

(iii)集計段階におけるチェック

◆表内検算の例

10歳階級別人口の各年齢階級別（15～24歳、25～34歳など）人口の合計と、総数（人口）が一致しているか

◆表間照合の例

労働力状態別15歳以上人口の結果表と産業分類別就業者数の結果表で、「就業者数」が一致しているか

◆時系列チェックの例

毎月実施の統計調査の結果数値が、前月までの動きや、前年同月との比較で特異な傾向がないか

◆関連統計との比較の例

大規模周期調査（例：国勢調査）の結果数値が、中間年に公表した統計（例：人口推計）の数値の動きとの比較で特異な傾向がないか

(iii)集計段階におけるチェック

- ◆全ての基幹統計調査について、集計段階におけるチェックの方法、内容とともにマニュアルとして事前にルール化

〔委託事業者の履行確認〕

- ◆ 総務省統計局が所管する基幹統計調査のうち、事業所や企業を対象に郵送で実施する経済センサス及び科学技術研究調査については、委託事業者を経由して実施
 - ※ 経済センサスについては、地方公共団体を経由した調査員調査も実施
- ◆ 委託事業者の選定には、総合評価落札方式を採用
- ◆ 委託事業者の業務の実施状況把握のため、定期的又は随時の報告を求めるほか、当該委託事業者に対する監査を実施

②委託事業者、地方公共団体の履行確認

- ◆ 調査票の配布・回収・督促の方法など、統計調査の質の維持・向上に必要な事項※を仕様書、契約書等に盛り込むとともに、委託事業者の業務状況を確認

※ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」
(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ) の
Ⅲ 4(2)ア①に掲げる事項

- ◆ 再委託に関する条件、手続、再委託先への業務指示の方法等につき、契約書等に明記

[地方公共団体の履行確認]

- ◆ 総務省統計局が所管する基幹統計調査のうち、
1 調査を除き、全て地方公共団体を経由して実施
※ 科学技術研究調査は民間委託して郵送により調査を実施。

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 定期的又は随時の連絡確認や打合せを実施するほか、現場に職員を派遣し、調査の実施状況を確認
- ◆ 業務の節目及び完了時に地方公共団体から報告※を聴取
※ 統計調査の事後報告会や実施状況報告書などによる報告

〔地方公共団体の履行確認〕

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施 確保のために採っている措置

- ◆ 調査実施状況を確認（コンプライアンスチェック）
 - ・ 調査客体から無作為に抽出し、別途、郵送により、国が直接、調査の実施状況を確認
 - ・ 経常調査は毎年、周期調査は調査年に実施

※ 国勢調査は、地方公共団体を介して、調査員を替えた上で
事後調査を実施。経済センサスは、調査実施後に企業ヒアリングを実施

③調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

- ◆ 「見える化状況調査」の結果については、経済センサス活動調査など、周期調査の調査年にウェブサイトの記載を順次改善していくことを想定

	標本設計		調査方法		集計・推計		標本誤差		非標本誤差		他統計との比較・分析	
	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2								
国勢調査	2	2	3	3	2	2	-	-	2	2	2	2
住宅・土地統計調査	3	3	2	2	2	2	3	3	1	1	1	1
労働力調査	3	3	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2
就業構造基本調査	3	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2	2
社会生活基本調査	3	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2	2
個人企業経済調査	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	2	2
科学技術研究調査	2	2	3	3	2	2	1	1	3	3	2	2
経済センサス基礎調査	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1
経済センサス活動調査	2	2	2	2	2	3	-	-	2	2	1	2
家計調査	3	3	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2
全国消費実態調査	3	3	2	2	2	2	3	3	1	1	1	1
小売物価統計調査	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1

ii) 業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 統計局が所管する全ての基幹統計調査について業務全般に関する業務マニュアル等を整備
- ◆ 業務マニュアル等については、以下のとおり、見直しを実施
 - ・ 1年又は5年の周期で実施する統計調査
調査終了後に定期的に見直し
 - ・ 毎月実施する統計調査
調査事項、調査方法等の変更を行った場合に見直し

- ◆ 基幹統計調査を所管する課室長は、企画及び公表のプロセスにおいて、その内容を詳細に確認・決定し、実査、審査及び集計のプロセスにおいて進捗を確認
- ◆ 部局長は、企画及び公表において、部局における意思決定に際し、監督・助言を行う等、部局の最終決定権者として関与。その他のプロセスにおいても、適宜、情報提供を受け、意思決定。

⑤結果数値の妥当性に関する外部からの指摘

i)外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

◆総務省統計局が所管する基幹統計調査のうち、
外部からの指摘を踏まえ、訂正したもの及び
その件数は、下表のとおり。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国勢調査	0	0	1	0	0
就業構造基本調査	0	0	1	0	0
社会生活基本調査	0	0	1	1	0
経済センサス活動調査	1	0	0	0	0
家計調査	0	1	0	0	1
全国消費実態調査	0	1	0	0	0

ii)外部からの指摘への対応ルール

◆結果数値の訂正等が発生した場合の対応について
ルール化し、外部からの指摘かどうかを問わず、
当該ルールに従って適切に対応

- ・ 関係者への説明、幹部への報告
- ・ e-Statや報告書の結果の修正及び正誤表の掲載
- ・ 報道発表

3 不適切事案の発生時対応に係る 取組

①必要なデータの保存

- ◆ 調査票情報については、調査規則及び文書管理規則の規定により、以下のとおり保存
 - ・紙の調査票： 所定の期間、厳格に保存後、廃棄
 - ・電磁的記録： 永年保存

※ 標本調査については、個々の客体の情報に母集団復元情報を付与し、合わせて永年保存
- ◆ メタデータについては、文書管理規則の規定により、永年保存するとともに、利便性を考慮し、統計局のウェブサイトに掲載
- ◆ その他のものは、文書管理規則の規定により適切に保存

②発生時点での対応ルール

(2 – ⑤ii) 「外部からの指摘への対応ルール」の再掲)

◆ 結果数値の訂正等が発生した場合の対応について
ルール化し、外部からの指摘かどうかを問わず、
当該ルールに従って適切に対応

- ・ 関係者への説明、幹部への報告
- ・ e-Statや報告書の結果の修正及び正誤表の掲載
- ・ 報道発表

③行政利用の事前把握

◆総務省統計局で把握している結果数値の主な利活用先は、以下のとおり

	1	2	3	4	5	6	6の具体的な内容
国勢調査	○	○	○	○	×	○	総務省統計局内の研究会等
住宅・土地統計調査	○	○	○	×	×	×	—
労働力調査	○	○	○	×	○	○	各種白書
就業構造基本調査	○	×	○	×	×	○	各種白書
社会生活基本調査	×	×	○	×	×	○	持続可能な開発目標（SDGs）のグローバル指標
個人企業経済調査	○	○	○	×	×	×	—
科学技術研究調査	○	○	○	×	×	×	—
経済センサス・基礎調査	○	○	○	○	×	×	—
経済センサス・活動調査	○	○	○	×	×	×	—
家計調査	○	○	○	×	○	○	白書などにおける分析、民間企業や各種団体における消費に関する分析等
全国消費実態調査	○	○	○	×	×	○	白書などにおける分析 経済学分野等における各種学術研究
小売物価統計調査	○	○	○	○	○	○	各種白書

- 1 SNA、QEの作成の際に利用されている
- 2 その他の統計の作成の際に利用されている
- 3 政策の立案・実施の根拠として用いられている
- 4 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
- 5 月例経済報告に利用されている
- 6 その他

4 品質向上に係る取組

- ◆ 総務省統計局が所管する全ての基幹統計調査について、外部有識者からなる研究会を開催し、調査事項、調査方法、標本設計、集計事項等について意見を聴取
- ◆ こうした研究会や、エコノミスト向けの勉強会等を開催することにより、行政機関以外の利用者からのニーズを収集

◆統計法に基づく調査票情報等の二次的利用の状況
 (平成29年度) は、下表のとおり。

	二次利用	オーダーメイド	匿名データ
国勢調査	130	4	2
住宅・土地統計調査	19	3	2
労働力調査	48	2	2
就業構造基本調査	20	6	15
社会生活基本調査	20	0	17
個人企業経済調査	3	0	—
科学技術研究調査	16	0	—
経済センサス・基礎調査	138	0	—
経済センサス・活動調査	39	0	—
家計調査	17	3	—
全国消費実態調査	34	1	12
小売物価統計調査	31	0	—

②担当職員数、職員の能力

基幹統計調査の担当職員の体制

- ◆ 基幹統計調査の実施に当たっては、5年周期の調査の繁忙期や経常調査の課題に合わせて、機動的に人員を配置
- ◆ 統計調査の規模等によっては、さらに職員数を増強するほか、企画担当と公表担当を別個に配置するなど体制を強化
- ◆ 統計業務経験が10年以上の職員を充てるだけでなく、経験が浅い職員にも経験を積ませるなど、計画的に人材を育成

〔現行の審査・集計システムの概要〕

- ◆データのチェック・審査及び統計の作成・集計に必要なプログラムは、それぞれの基幹統計調査ごとに、(独) 統計センターにおいて開発・運用
- ◆システムの開発・運用の経費については、(独) 統計センターの運営費交付金において全ての統計調査の分を一括して措置

④オンライン調査の実施状況

- ◆電子調査票を用意することにより、各府省がオンライン調査環境を構築できる「オンライン調査システム」を政府統計共同利用システム内に整備
- ◆統計局所管の基幹統計調査については、全てオンライン化を実施※
※ 労働力調査及び個人企業経済調査については、2019年中に実施予定
- ◆平成27年国勢調査については、世帯に対し、まずオンライン回答を実施し、その後、紙の調査票を回収する方式を採用（オンライン化率が36.9%）

5 過去5年間における結果数値の 訂正等事案の有無の状況

- ◆ 総務省統計局が所管する基幹統計調査について、過去5年間（平成26年1月～30年12月）の結果数値の訂正等による正誤表情報の公表件数は、1統計調査、1年当たり平均0.5件
- ◆ 結果数値の訂正等の事案が発生した場合、いずれも事前に定めたルールに従って処理するとともに、再発防止に向けて措置